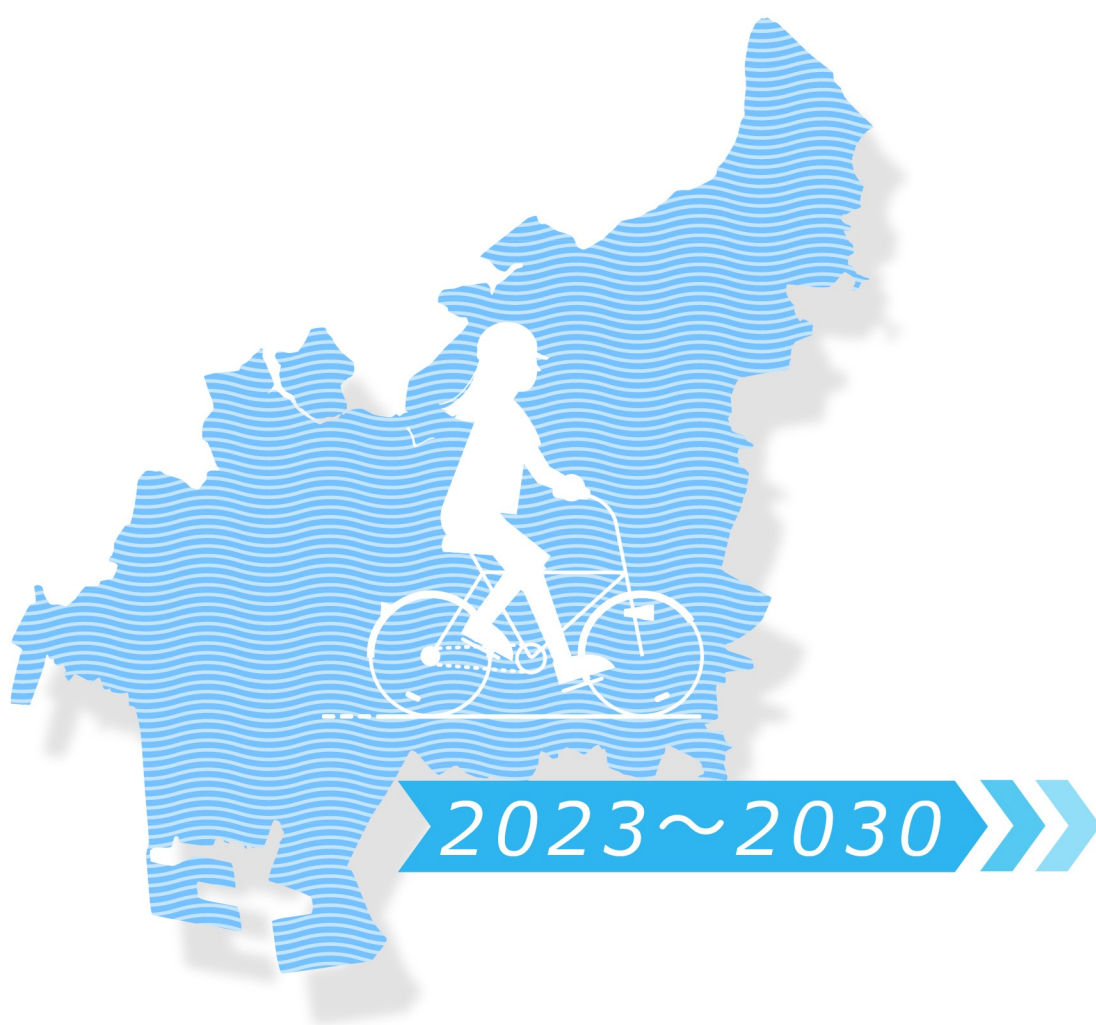


船橋市自転車ネットワーク 整備計画



令和5年3月
船橋市

目次

目次	3
1. 計画の概要	1
1-1 計画見直しの考え方	1
2. 計画の基本方針と目標	3
2-1 基本方針の検討	3
2-2 計画目標の設定	3
3. 自転車ネットワーク整備の取り組み状況	4
4. 自転車ネットワークの見直し	5
4-1 自転車ネットワークの見直し	5
4-2 自転車ネットワーク	6
5. 優先整備路線	7
5-1 優先整備路線の選定	7
5-2 優先整備路線	8
6. 整備形態のタイプ	9
6-1 自転車走行環境の整備形態	9
6-2 単路部	12
6-3 交差点部等	17
6-4 標識の設置	18
7. 自転車ネットワーク整備計画	19

1. 計画の概要

1-1 計画見直しの考え方

(1) 計画見直しの背景

自転車は、近年の健康志向の高まりや、排気ガスや騒音を出さない環境負荷の小さい交通手段として、全国的に多くの人に利用されています。狭隘な道路網で自動車による道路混雑の激しい本市においても、自転車は買物や通勤、通学など、日常生活における身近な移動手段として、多くの市民に利用されています。一方、自転車は道路交通法上の「軽車両」であり、「車道の左側端」を通行することが原則とされているものの、歩道通行などの無秩序な利用が恒常化しており、近年では自転車対歩行者、あるいは自転車相互の事故が全国的に増加傾向にあります。

このような状況を背景に、「みんなにやさしい自転車環境 ー安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言ー」が平成 24 年（2012 年）4 月に国土交通省道路局及び警察庁交通局に提出され、同年 11 月には、同提言を踏まえた「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（国土交通省道路局・警察庁交通局）が策定されました。

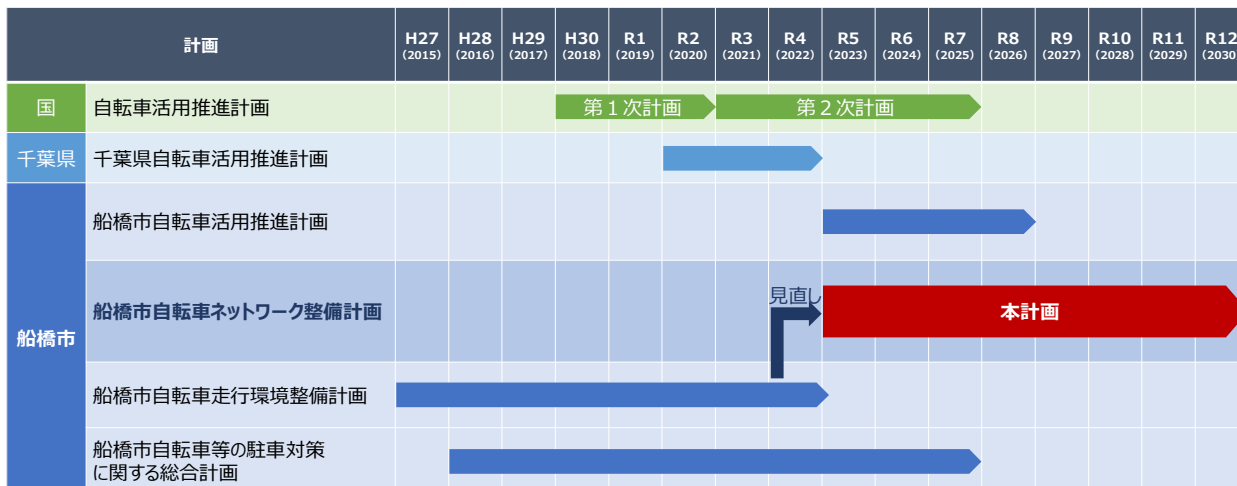
このような自転車に対する全国的な動きの中、本市においても、自転車は、日常生活における身近な移動手段として、多くの市民に利用されている一方で、自転車に関連する事故も多く発生していることから、早期に安全な自転車走行環境を整備するため、その整備形態を検討した『船橋市自転車走行環境整備計画』（以下「前回計画」という。）を平成 27 年（2015 年）3 月に策定し、自転車走行環境の整備を進めてきました。

前回計画は令和 4 年度（2022 年度）に 8 年間の計画期間を満了しましたが、自転車ネットワークの整備は未だ完了していないことから、現時点の自転車の利用状況等を踏まえて対象路線の見直しを行い、新たに『船橋市自転車ネットワーク整備計画』を策定しました。また、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の見直しを踏まえて、整備形態に関する方針も更新いたしました。

(2) 計画の期間

本計画では、早期に構築可能なネットワークを基本とし、船橋市自転車活用推進計画に合わせて、令和5年度から令和12年度までの8年間で整備する路線を選定します。

表 計画期間



(3) 計画の位置づけ

本計画は、船橋市自転車活用推進計画で位置づけた自転車走行環境に関するハード整備について、対象路線の整備優先度や整備形態等、具体的な整備の方針を定めたものであり、自転車活用推進計画とともに自転車ネットワークの計画的な整備を進めていくために前回計画の見直しを行い、その内容を引継いだものです。



図 計画の位置づけ

2. 計画の基本方針と目標

2-1 基本方針の検討

前回計画で掲げた基本方針に従い、引き続き、整備を推進していくこととします。

【基本方針】

自転車利用が多い地域
自転車走行環境の確保が必要な地域 } で、現実的な
“自転車ネットワーク整備”を目指す。

2-2 計画目標の設定

上記の基本方針に沿って、達成すべき計画目標を以下の通りとします。

【計画目標】

自転車ネットワークを構築するための現実的な『整備計画』を立案し、
8年程度のサイクルで整備目標を設定し、
既存道路を中心とした自転車走行環境の向上を図る。

3. 自転車ネットワーク整備の取り組み状況

前回計画で位置づけられた路線を中心に、令和5年（2023年）3月31日時点で約24kmに及び自転車走行環境の整備が完了しています。一方で、未整備のままの路線もあり、引き続き、計画的な整備の推進が必要です。

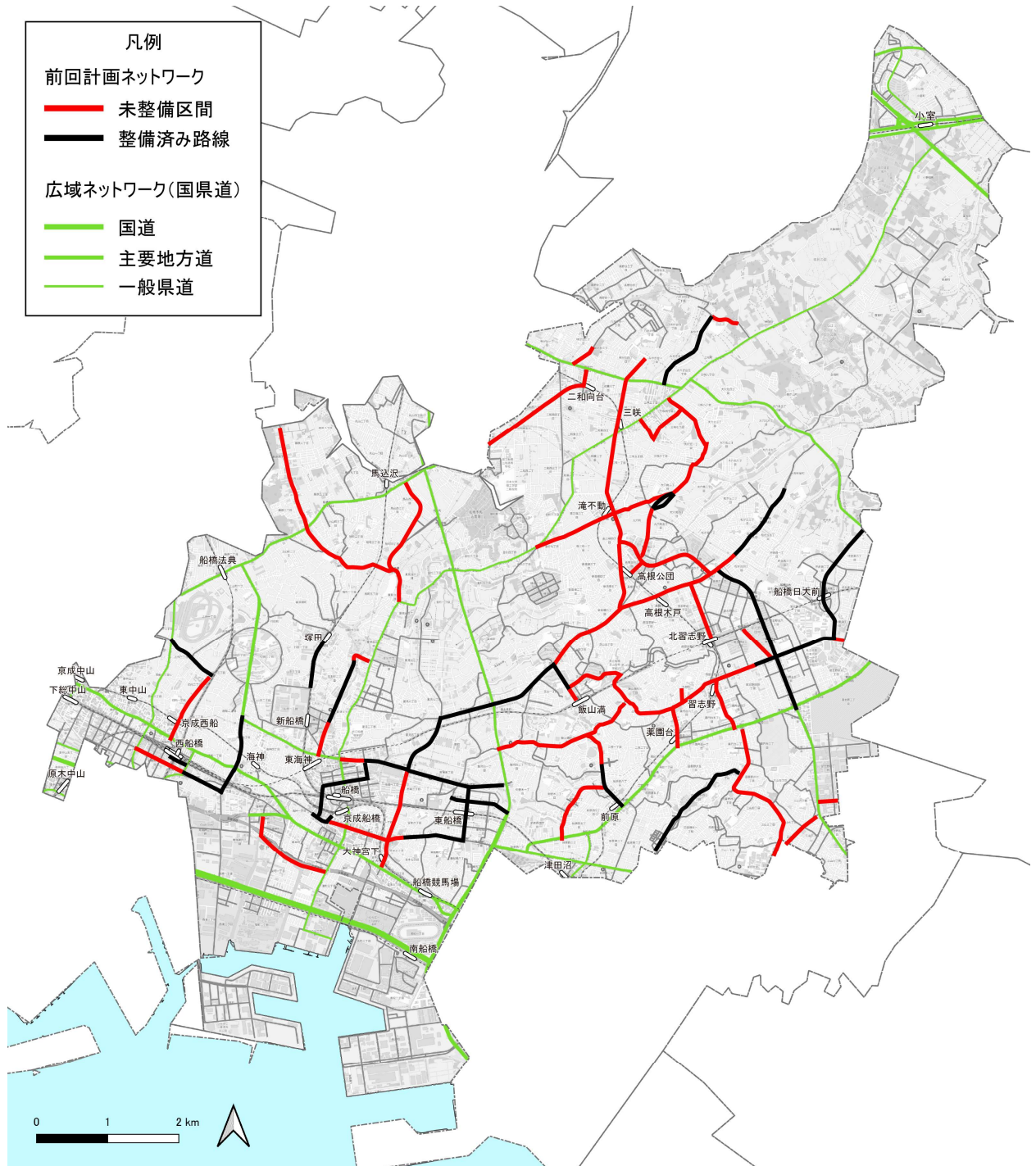


図 前回計画における自転車ネットワークの整備状況

4. 自転車ネットワークの見直し

4-1 自転車ネットワークの見直し

本計画における整備対象路線は、前回計画で位置づけた路線を基本として、自転車利用に関するビッグデータ等を活用することで最新の利用実態を考慮した見直しを図りました。

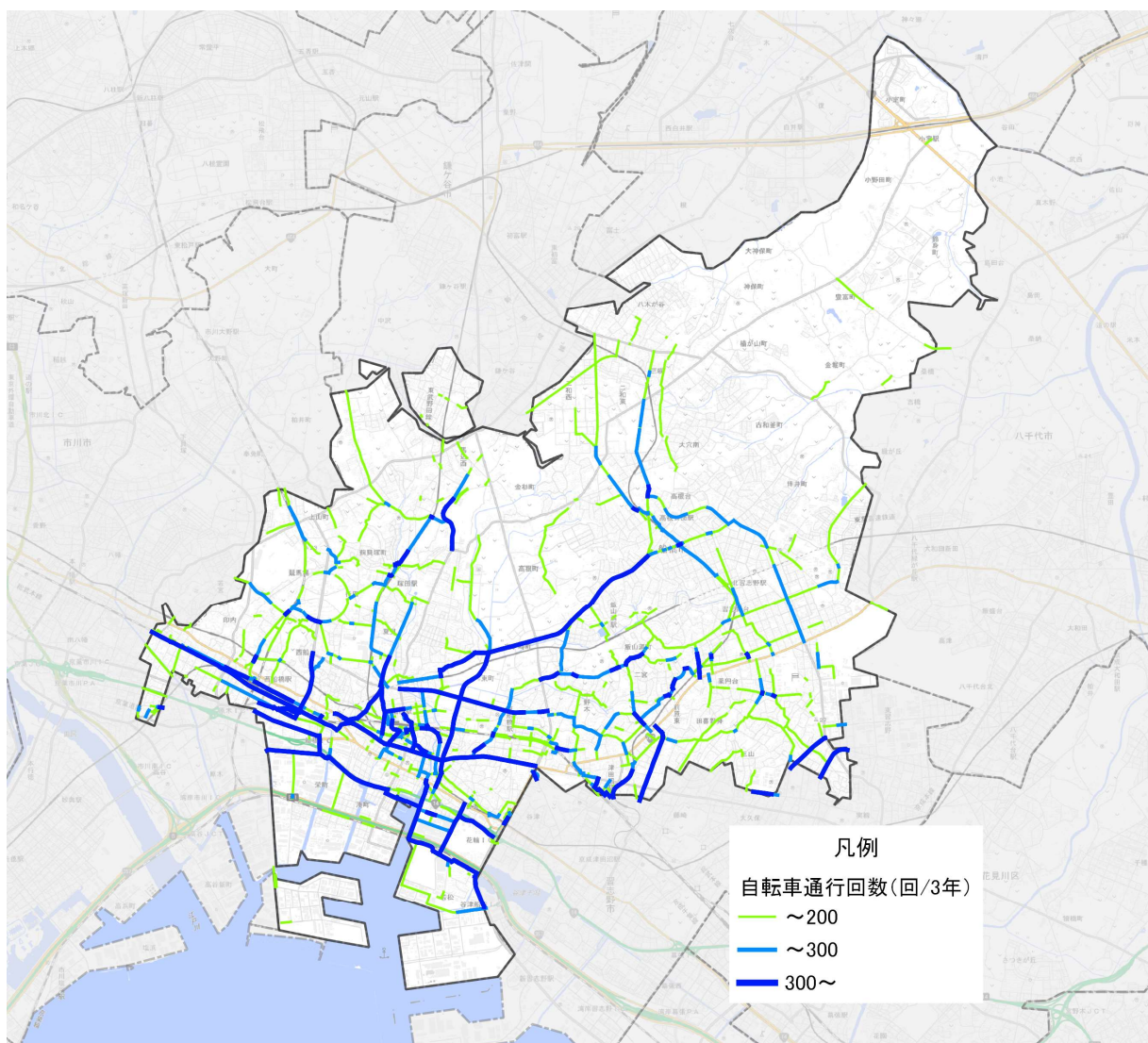
(1) 自転車ネットワークの形成に資する路線の見直し

現時点での自転車走行環境の整備状況を基に、ミッシングリンク※となっている区間について自転車ネットワークを形成することを考慮して、整備計画路線を追加しました。

※ミッシングリンクとは、ネットワークのうち未整備によって途中で途切れている区間のこと。

(2) 自転車の利用が多い路線の見直し

自転車の利用実態に関するデータを基に、自転車の利用が多いと考えられる区間を抽出し、整備計画路線を追加しました。



資料：自転車 NAVITIME データ（平成31年（2019年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日）を集計

図 自転車の利用が多い路線

4-2 自転車ネットワーク

前回計画で位置づけた自転車ネットワークを基本として、現状の自転車利用状況や自転車走行環境の整備状況を踏まえて、今後の整備を推進していく整備対象路線を選定し、自転車ネットワークを設定しました。

なお、自転車ネットワークとして設定されていない路線において、都市計画道路整備事業などの他の道路事業が実施される際は、これらの事業と併せて地域のニーズに合わせた整備方法を検討していきます。

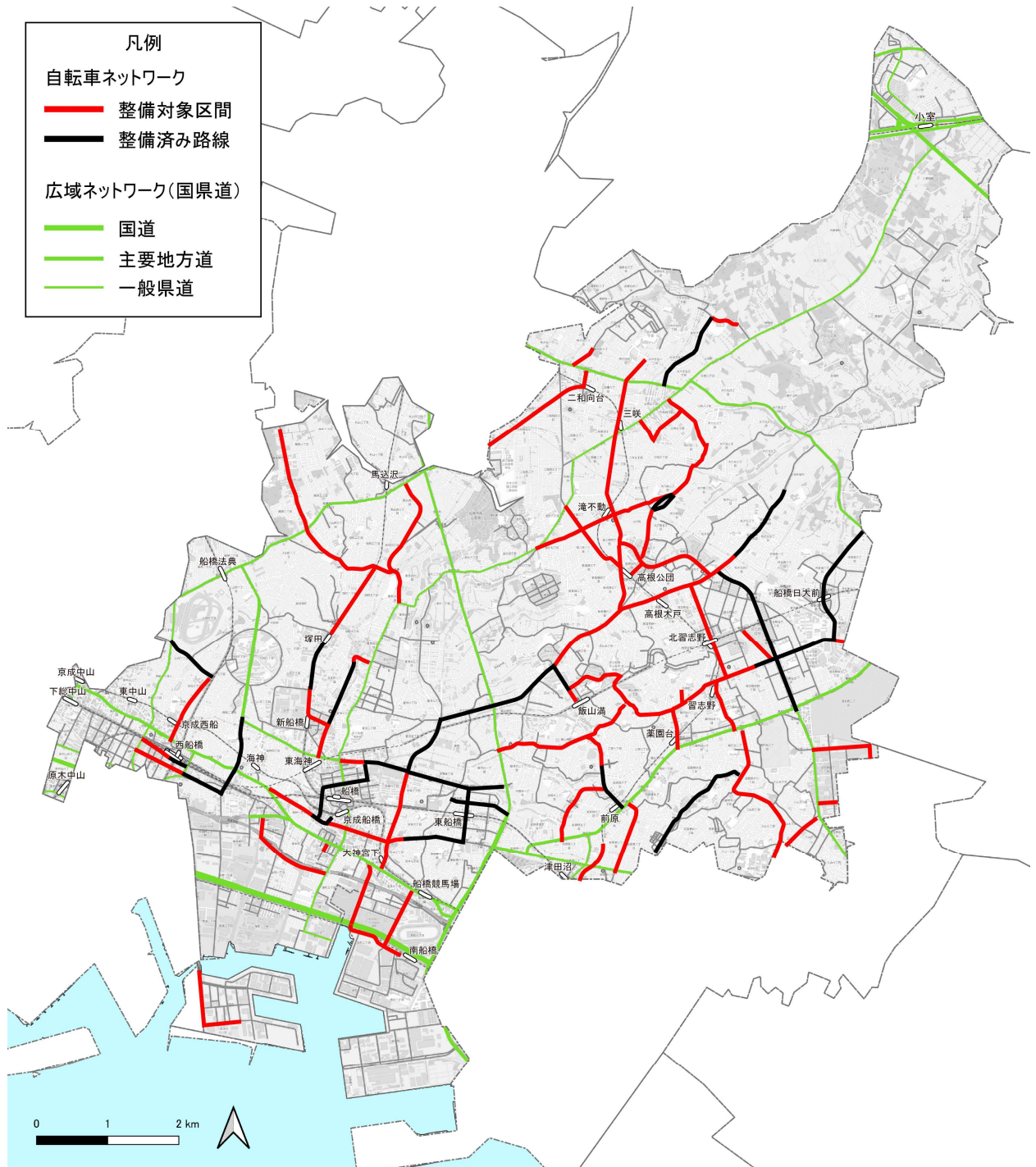


図 自転車ネットワーク

5. 優先整備路線

5-1 優先整備路線の選定

「自転車ネットワーク」に位置付けた路線のうち、以下に示す選定基準に基づいて、整備の優先度が高い路線を「優先整備路線」として選定し、これらの路線を優先的に整備することで効率的に効果の発現を図ります。

■ 優先整備路線の選定基準

以下に示す 1)～3)のいずれかに該当する路線を優先整備路線として選定します。

1) 自転車ネットワークに位置付けられた区間相互を結ぶことでネットワーク化に資する路線

- ・一般県道以上の広域道路ネットワークや整備済みの区間を接続する区間

2) 市内の主要な拠点にアクセスするための必要な路線

- ・都市活動の中心となる駅周辺

3) 自転車の利用が多い路線

- ・自転車の利用が多いと考えられる区間

5-2 優先整備路線

優先整備路線の選定基準を踏まえ、選定した優先整備路線を8年間の計画期間のうちの前期（令和5～8年（2023～2026年））に、その他の路線を後期（令和9～12年（2027～2030年））に整備する計画としました。

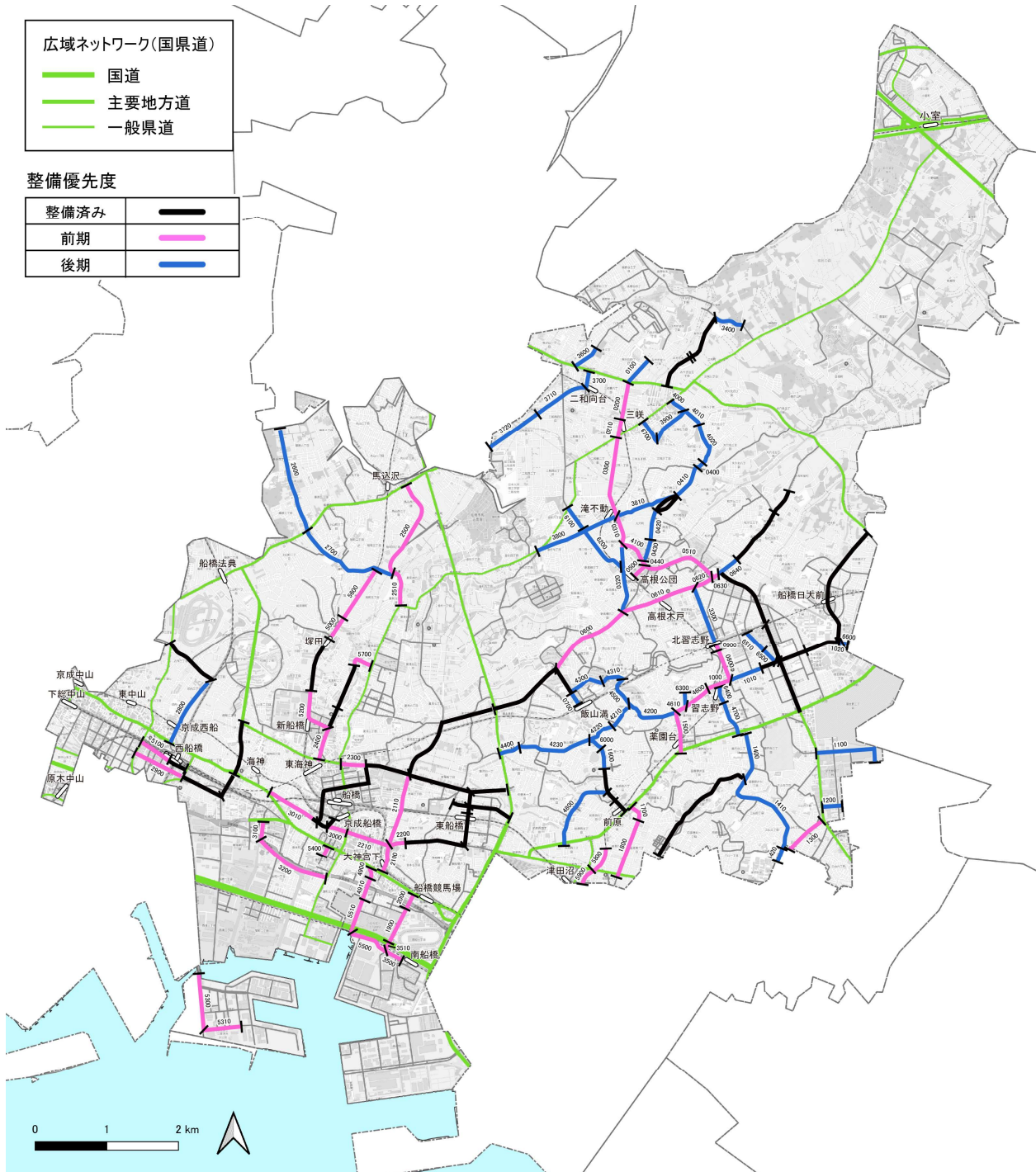


図 自転車ネットワークにおける優先整備路線

6. 整備形態のタイプ

6-1 自転車走行環境の整備形態

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインでは、道路状況や自動車の交通状況を踏まえて、以下のような整備形態の考え方が示されています。本市では、下表の考え方を参考に、「船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」に基づいて、安全な自転車走行環境を確保するため、可能な限り自転車と自動車の分離が図れるよう、道路状況に応じて整備を進めていきます。

表 道路や交通の状況を踏まえた整備形態

自転車と自動車の分離		A. 構造的に分離	B. 視覚的に分離	C. 分離しない (車道内で混在)
目安	道路状況	幅員 2.0m 以上確保可能 (特例で 1.5m まで縮小)	幅員 1.5m 以上確保可能 (特例で 1.0m まで縮小)	幅員 1.0m 以上の 確保ができない
	交通状況 (自動車)	速度が 50km/h 超	速度が 40km/h 超 または 交通量が 4,000 台/日超	速度が 40km/h 以下 かつ 交通量が 4,000 台/日以下
整備形態		自転車道	自転車専用通行帯	車道混在 (法定外路面表示を使用)

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

各整備形態の整備イメージは、下表のとおりです。ただし、道路や交通の状況や地域の実情に応じて表示内容等に工夫を加えることで、より一層の効果が期待できる場合には、それらの取り組みを妨げるものではなく、様々な応用も可能です。

帯状路面表示及び矢羽根型路面表示の色彩は、ガイドラインに則り青系色を基本とします。

自転車のピクトグラムは、自転車の進行方向に対して正面とし、進行方向を示す矢印と組み合わせ、これらの色彩は白系色を基本とするものとします。また、自転車のピクトグラムは、法定外表示のため、自転車利用者とドライバーの双方に誤解を与えないように道路標示「普通自転車歩道通行可（114の2）」と類似したデザインとしないものとします。

本市では、ガイドラインを参考に、矢羽根型路面表示と自転車のピクトグラムは次頁のような形状とします。

表 自転車走行環境の整備イメージ

整備形態	【整備イメージ】
自転車道	
自転車専用通行帯	<p>※自転車専用通行帯の幅の全部</p> <p>※自転車専用通行帯の幅の一部</p>
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在)	<p>(1) 歩道のある道路における対策</p> <p>(2) 歩道のない道路における対策</p> <p>※矢羽根型路面表示は外側線の下に重複させることができる</p>

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁

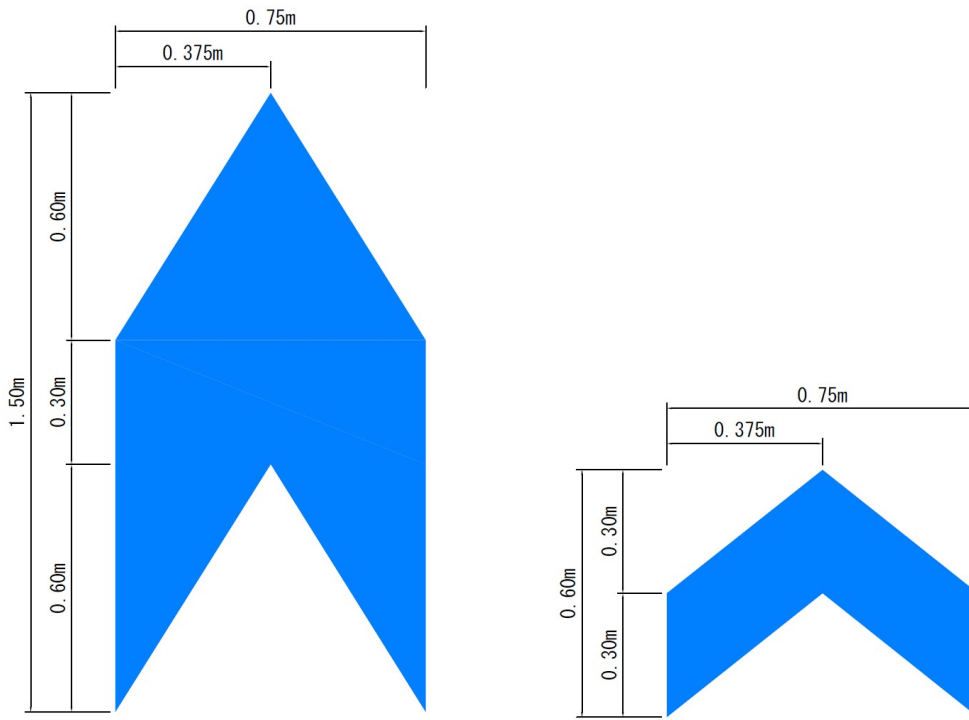


図 矢羽根型路面表示（左：標準仕様、右：コンパクト仕様）

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

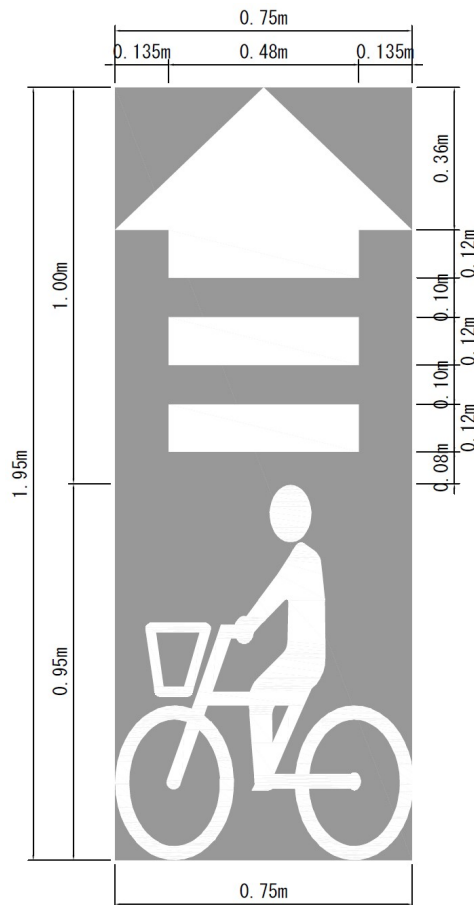


図 自転車のピクトグラム

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

6-2 単路部

(1) 自転車道（自転車と自動車を構造的に分離）

道路構造令第2条第2項・道路交通法第2条第1項第3号の3における自転車道を設置することで、自転車と自動車を構造的に分離するものとします。自転車道の構造や通行方法については、同法令やその他の法令・基準等に準じたものとします。

具体的な構造等は、関連する法令・基準等及びガイドラインを基に決定します。

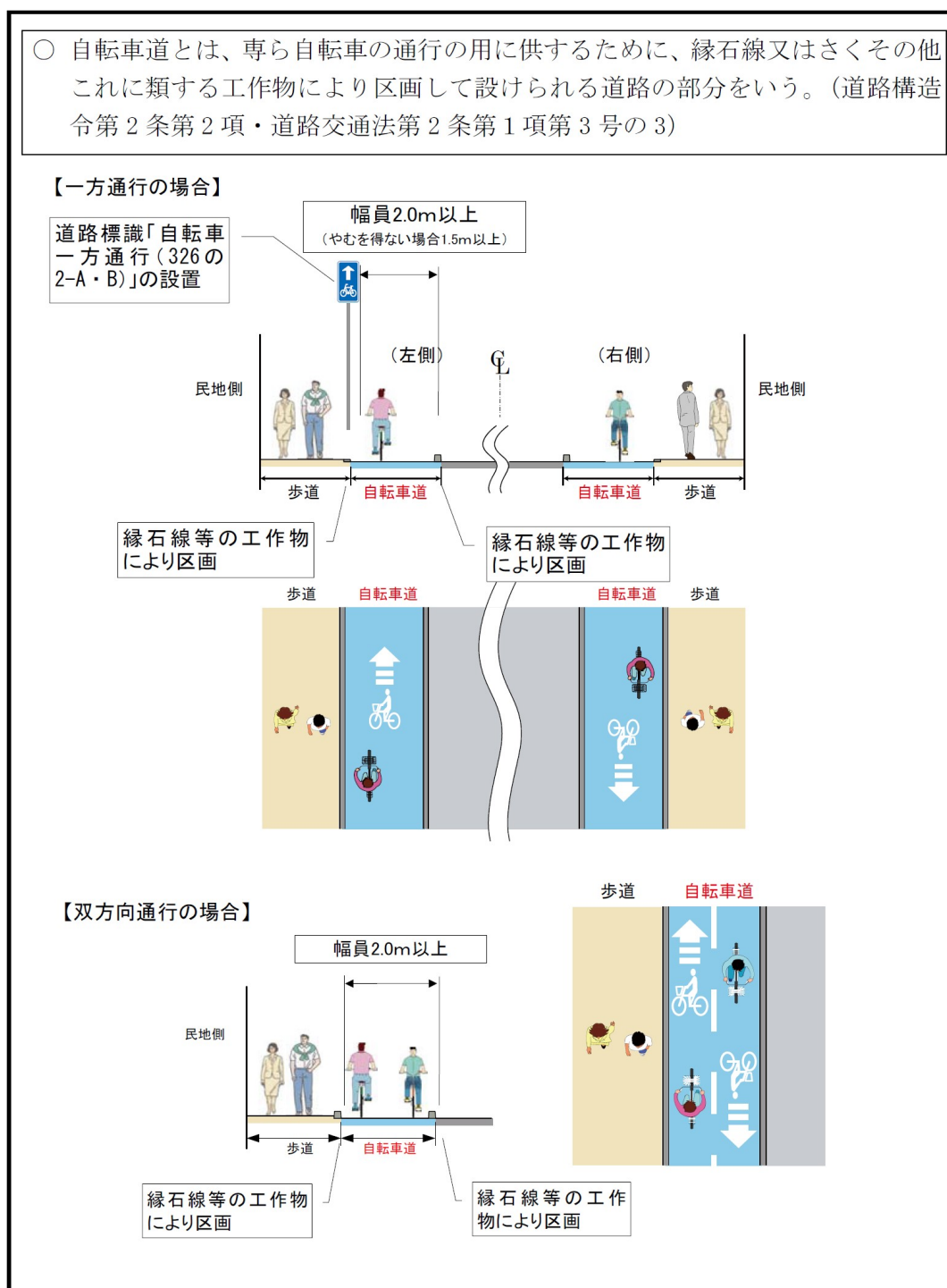


図 自転車道の整備イメージ

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年（2016年）7月）国土交通省・警視庁

(2) 自転車専用通行帯（自転車と自動車を視覚的に分離）

本市では、自転車専用通行帯の構造として、ガイドラインを参考とした以下のような構造パターンを採用します。

幅員は、自転車の安全な通行を考慮し、側溝の蓋部分を除く舗装部分を 1.5m以上確保するものとします。ただし、道路の状況等によりやむを得ない場合は整備区間の一部で 1.0m 以上までに縮小することができます。

路面表示は、道路標示「車両通行帯（109）」と「専用通行帯（109 の 6）」を設置すると共に、車両乗り入れ部から進入する自転車の逆走を防止するため、自転車のピクトグラムと進行方向を示す矢印を設置するものとします。また、通行帯を着色する帯状路面表示の幅は、自転車専用通行帯の幅の全部もしくは一部のいずれかを選択できるものとします。

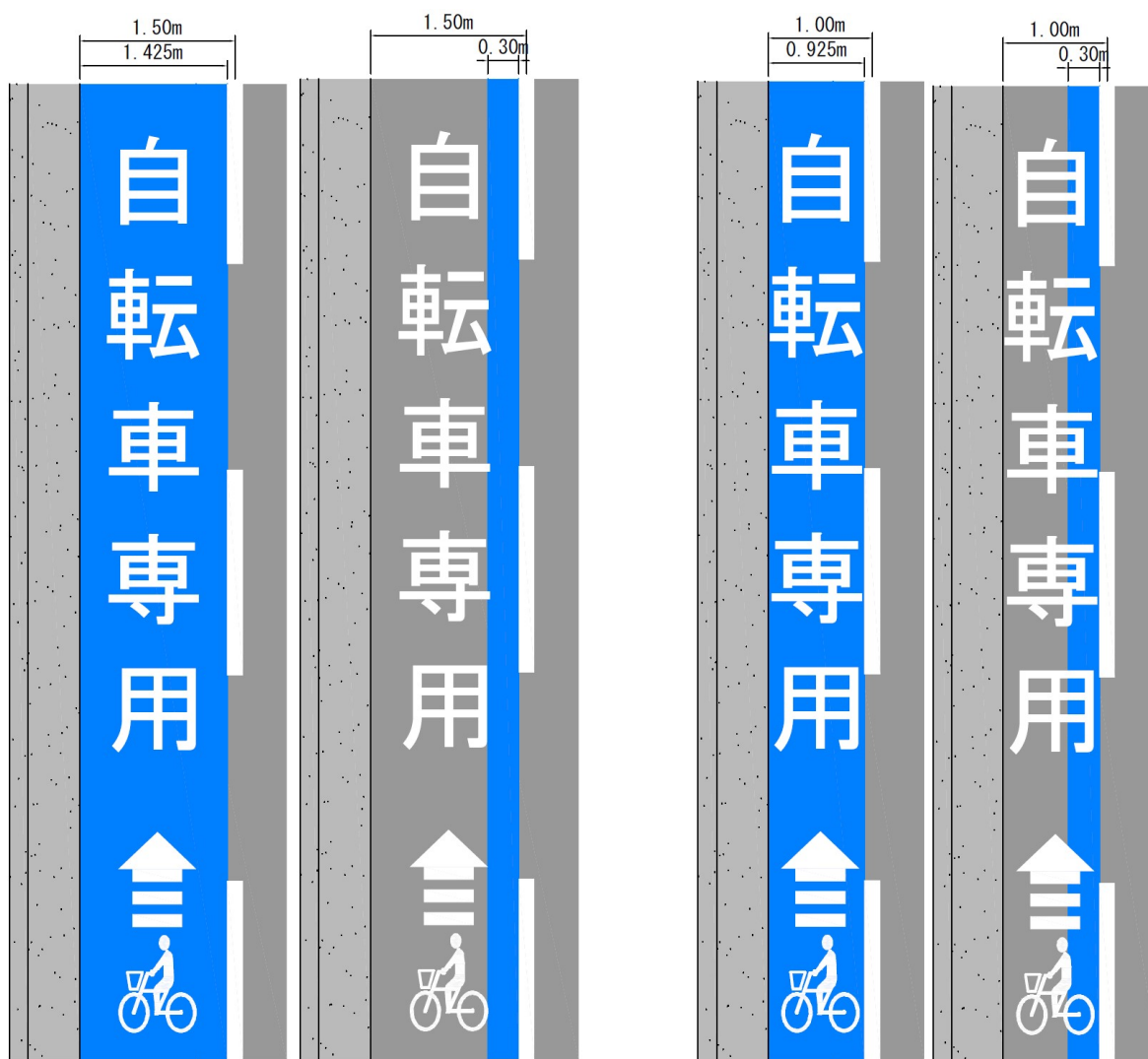


図 幅員 1.5m（左：全部着色、右：一部着色）

図 幅員 1.0m（左：全部着色、右：一部着色）

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

(3) 車道混在（自転車と自動車を車道で混在）

本市では、自転車専用通行帯の構造として、ガイドラインを参考とした以下のような構造パターンを採用します。

幅員は、路面表示で示す自転車走行環境として側溝の蓋部分を除く舗装部分を 1.0m以上確保するものとします。

路面表示は、自転車の通行位置を示し、自動車に自転車が車道内に混在することを注意喚起するための矢羽根型路面表示を設置するものとします。ただし、道路幅員が狭く歩行者を優先させる道路である生活道路などでは、必要に応じてコンパクト仕様の矢羽根型路面表示を採用することができます。

路面表示を設置する間隔は、本市では 20m を標準とします。ただし、設置する区間の延長や交通状況を考慮して標準より短い間隔で設置することができます。

自動車と自転車の交錯の機会が多い区間等においては、自転車のピクトグラムを設置することもできます。その場合は、車道外側線に重ならないように設置し、矢羽根型路面表示よりも広い間隔で設置するものとします。

【歩道のある道路】

路面表示を設置する位置は、車道左側部の車線内を基本とします。矢羽根型路面表示の右端は、路肩端から 1.0m 以上離れた位置となるように設置するものとします。

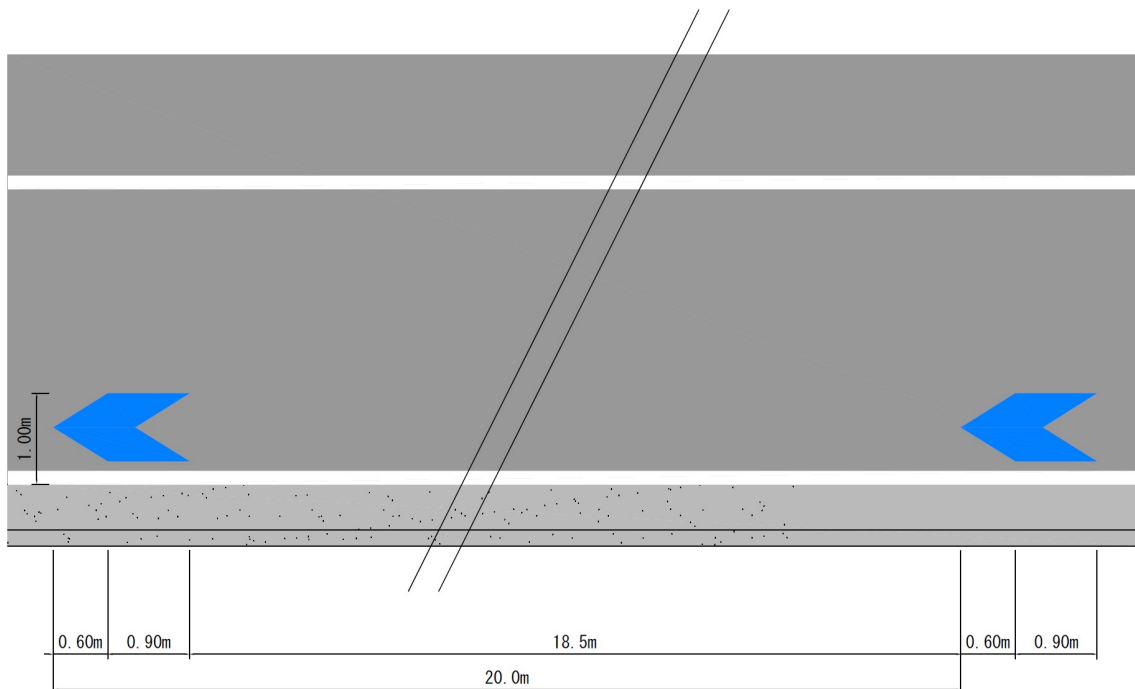


図 車線内の対策

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

歩道のある道路においては、路肩や停車帯内に設置することができます。矢羽根型路面表示の右端は、構造物端から 1.0m 以上離れた位置となるように設置するものとします。

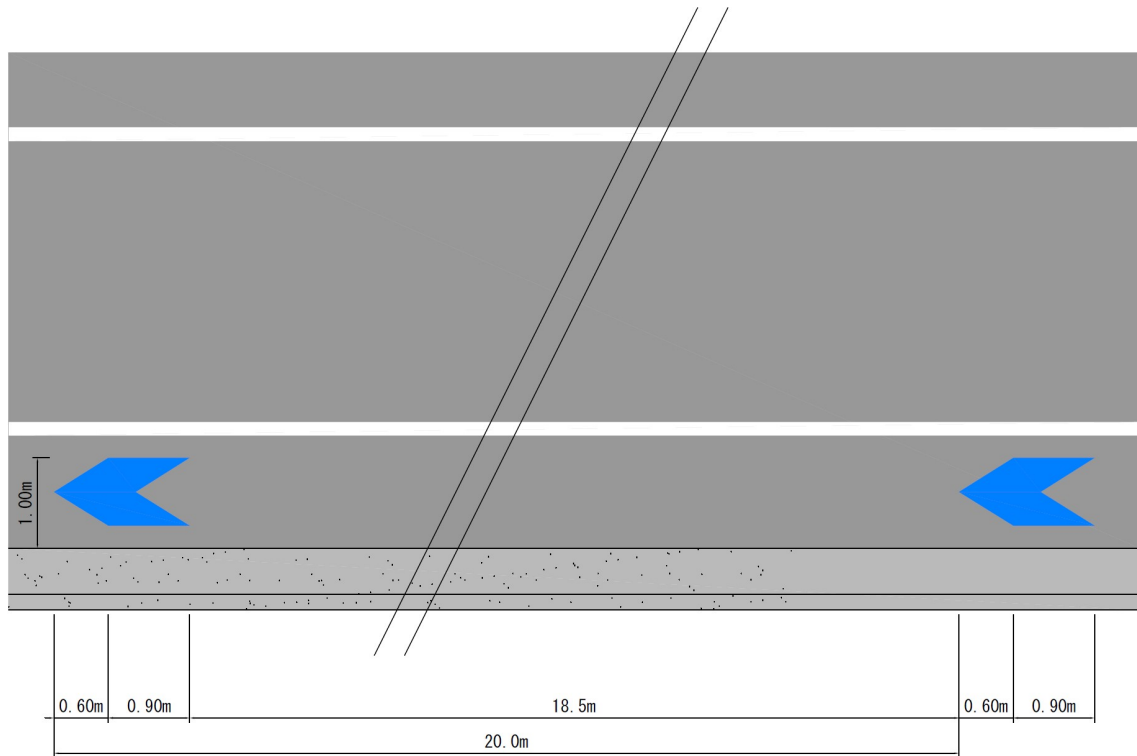


図 路肩・停車帯内の対策

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

路肩や停車帯内の幅員が狭い場合でも、矢羽根型路面表示を車道外側線の下に重複させて設置することができます。

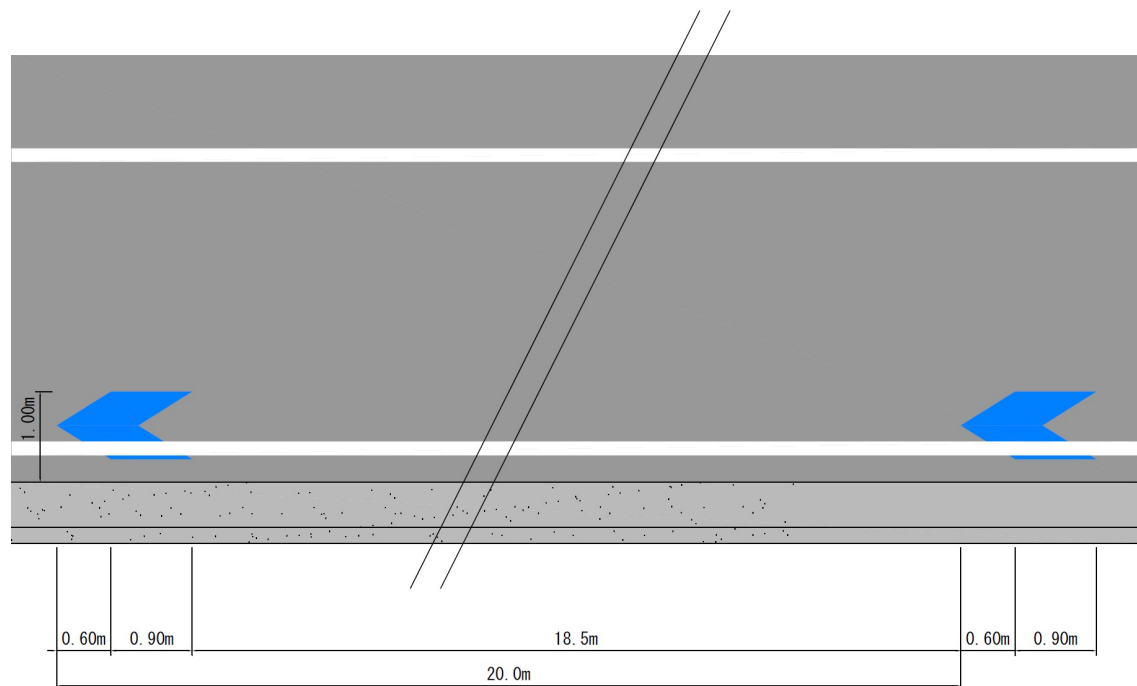


図 矢羽根型路面表示を外側線の下に重複させる場合

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

【歩道のない道路】

路面表示を設置する位置は、車道左側部の車線内とします。矢羽根型路面表示の右端は、車道外側線から 1.0m 以上離れた位置となるように設置するものとします。

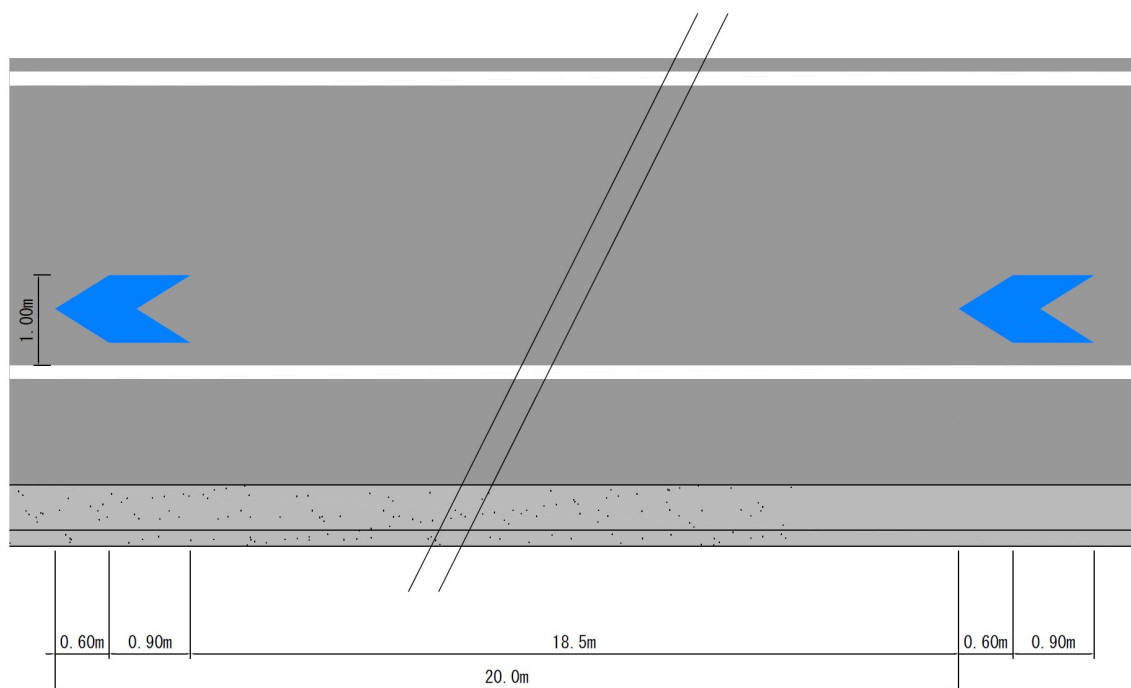


図 車線内の対策（歩道のない場合）

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

6-3 交差点部等

(1) 交差点内

交差点内では、自転車通行位置の明示などの安全対策に配慮し、概ね2m間隔の矢羽根型路面表示を設置します。

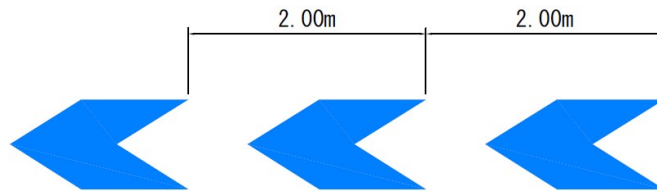


図 交差点内における矢羽根の設置間隔

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年（2016年）7月）国土交通省・警視庁を基に作成

(2) 交差点前・横断歩道前

交差点前では、矢羽根型路面表示を停止線から0.5mの間隔を空けて設置します。また、その後5.0mの間隔を空けて矢羽根型路面表示を設置し、その間に自転車のピクトグラムを設置します。

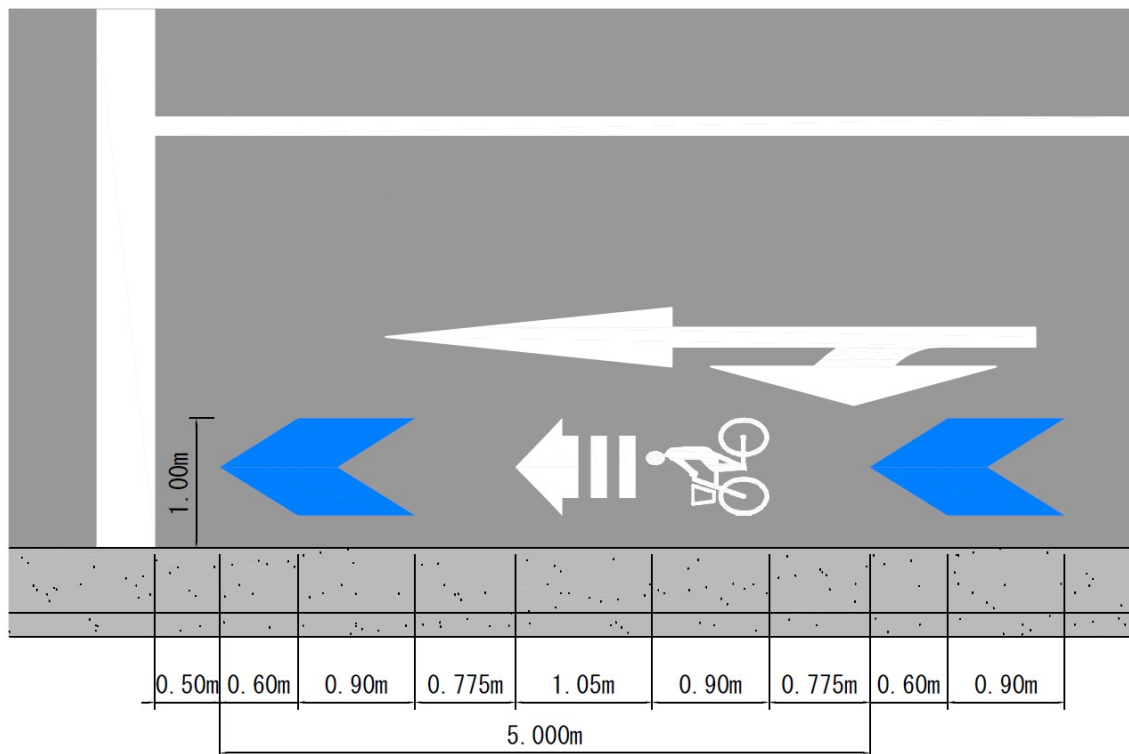


図 交差点前における矢羽根の設置間隔

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年（2016年）7月）国土交通省・警視庁を基に作成

(3) 交差点後

交差点後では、自転車のピクトグラムを横断歩道から 1.0m の間隔を空けて設置します。また、その前に交差点前と同じ間隔で矢羽根型路面表示を設置します。

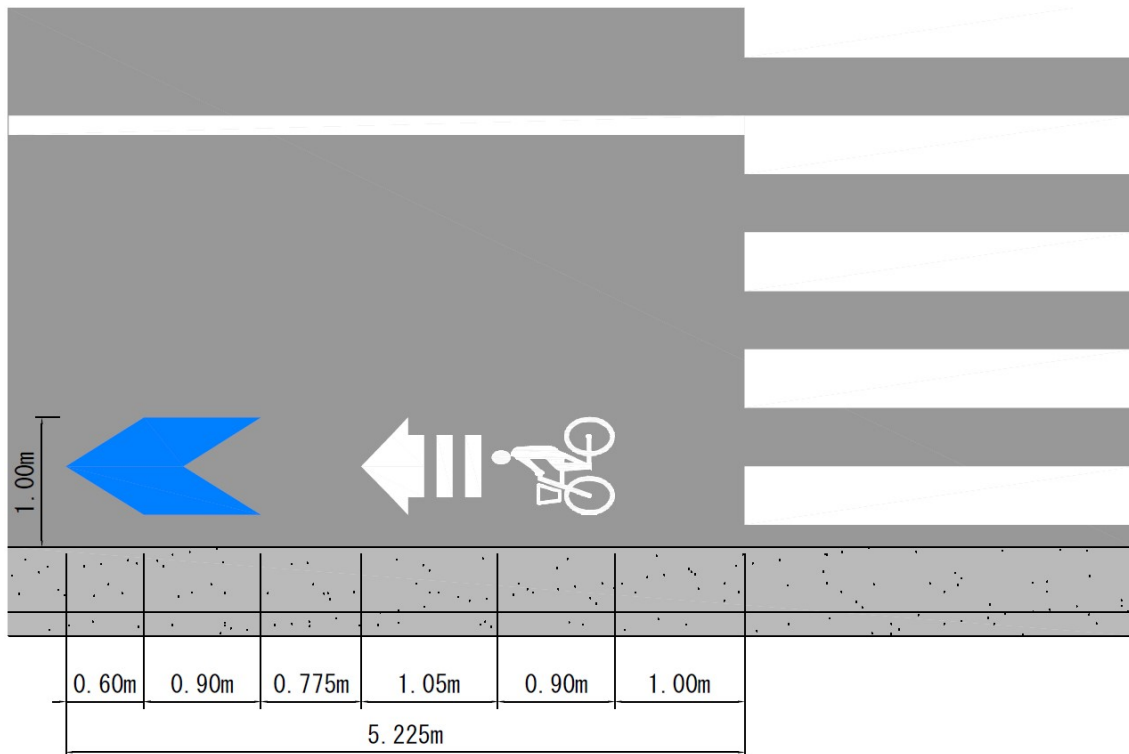


図 交差点後における矢羽根の設置間隔

参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年（2016 年）7 月）国土交通省・警視庁を基に作成

(4) その他の交差点部

生活道路や取付道路など、細道路と交差する部分では、安全対策として細街路側のドライバーに対する注意喚起を目的とした自転車のピクトグラムを設置することができます。その場合は、その意図が正確に伝わるように、設置位置や設置の向き等を工夫するなど慎重に検討するものとします。

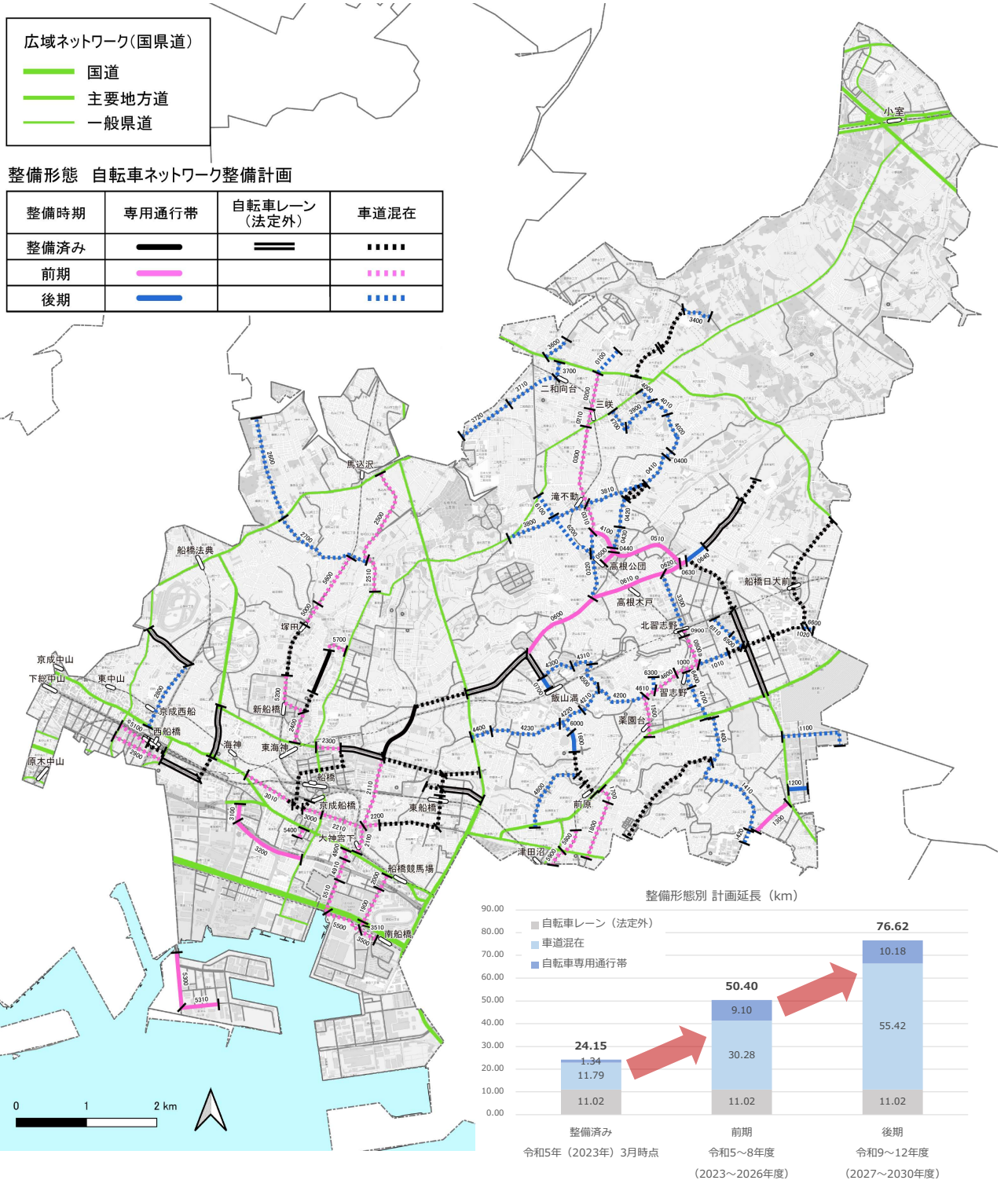
6-4 標識の設置

自転車走行環境を道路利用者に明確に示すため、各整備形態に応じて、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定められる道路標識及び道路標示を適切に設置するものとします。

各整備形態に応じた標識の具体的な設置方法等については、ガイドラインを参照するものとします。

7. 自転車ネットワーク整備計画

自転車ネットワークにおける整備優先度及び整備形態を考慮して、以下に基づいて各路線の整備を進めていきます。



※整備済みである場合も、改修等に合わせて自転車通行帯としての再整備を行う。

※ガイドラインに則るため、自転車レーン(法定外)の新規整備は行わない。

図 自転車ネットワーク整備計画

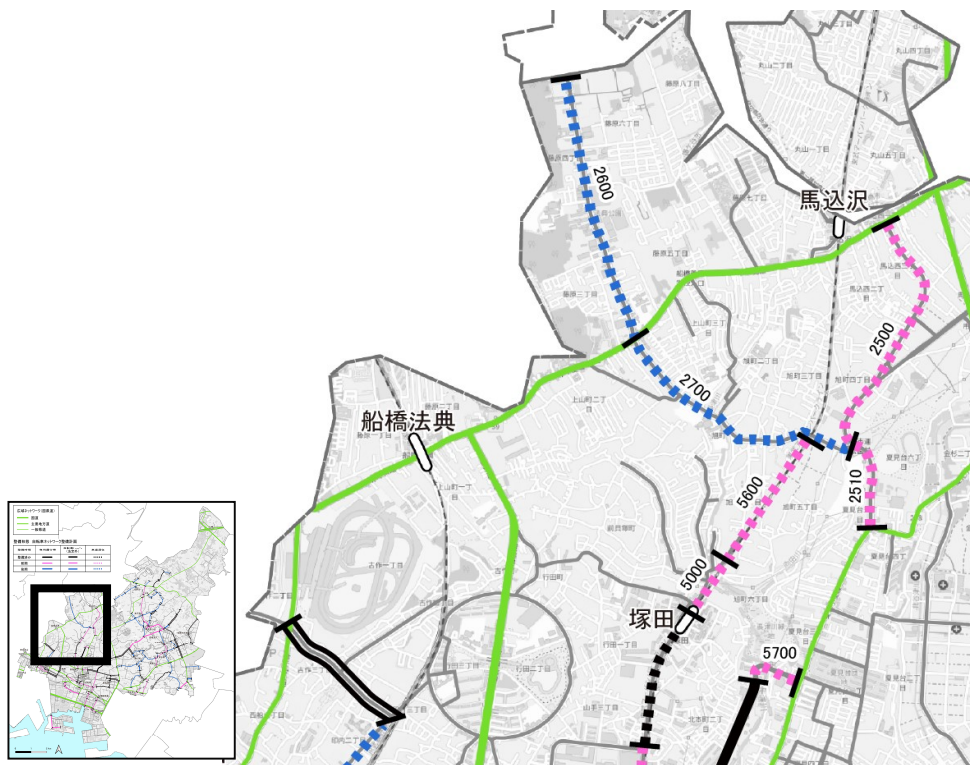


図 自転車ネットワーク整備計画 拡大図（北西部）

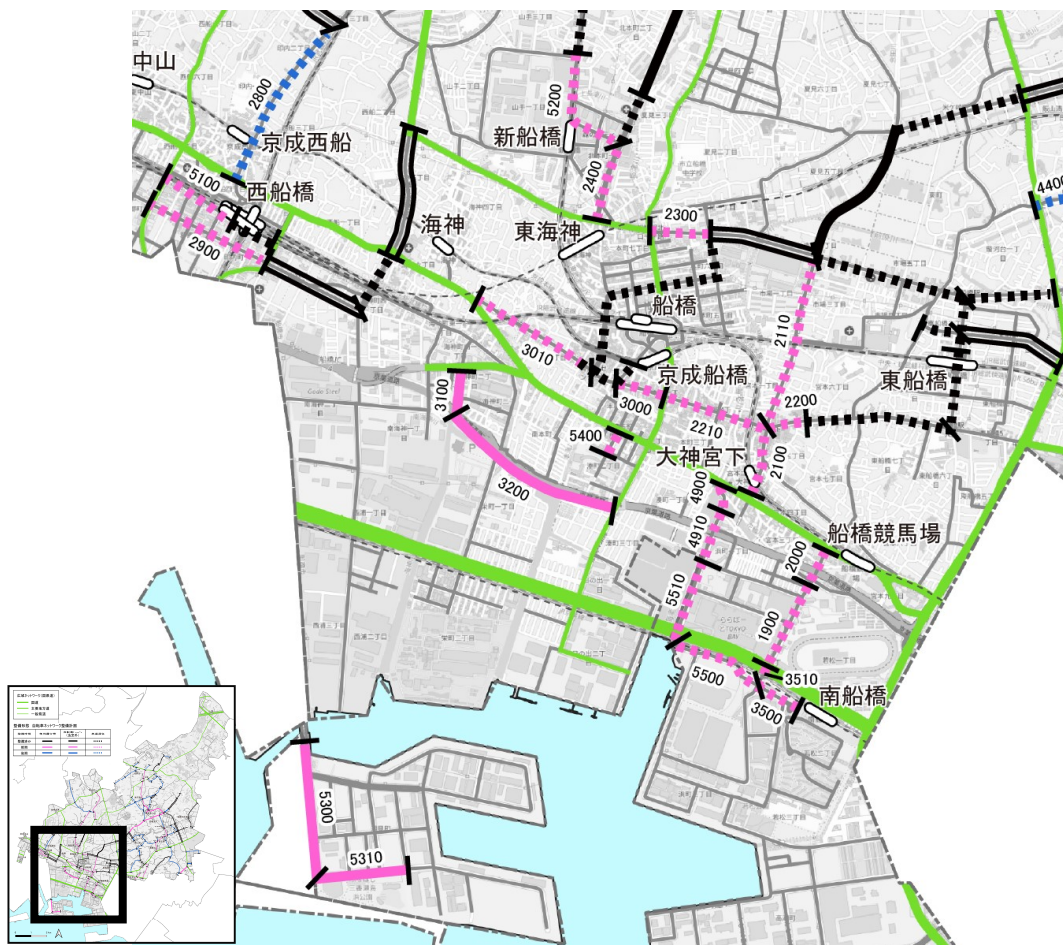


図 自転車ネットワーク整備計画 拡大図（南西部）

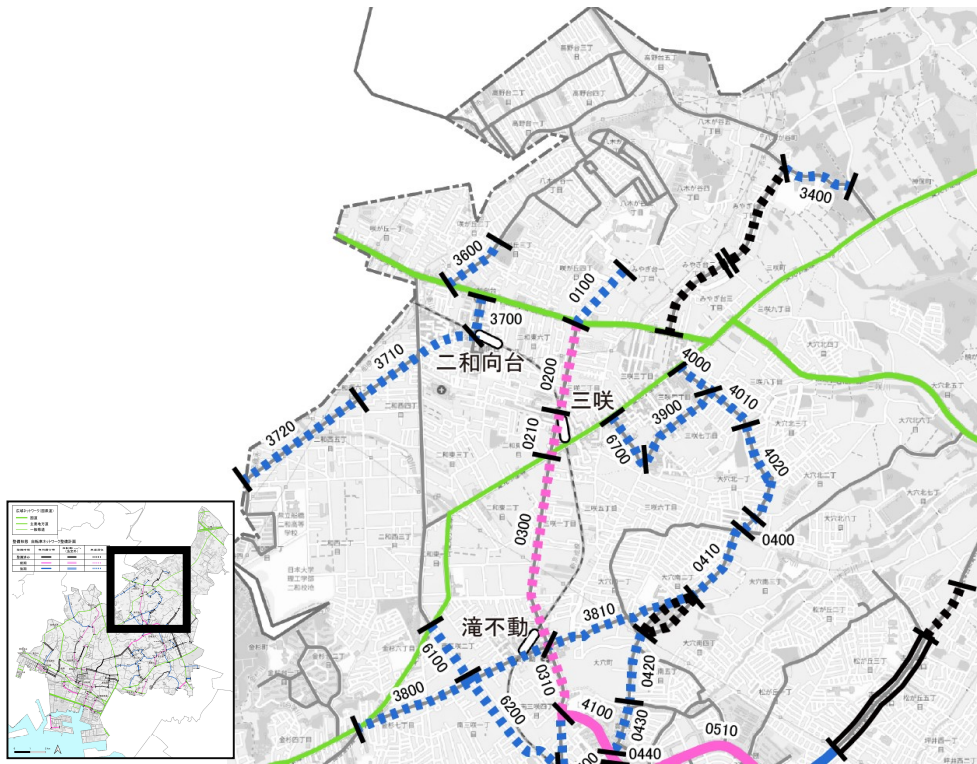


図 自転車ネットワーク整備計画 拡大図（北東部）

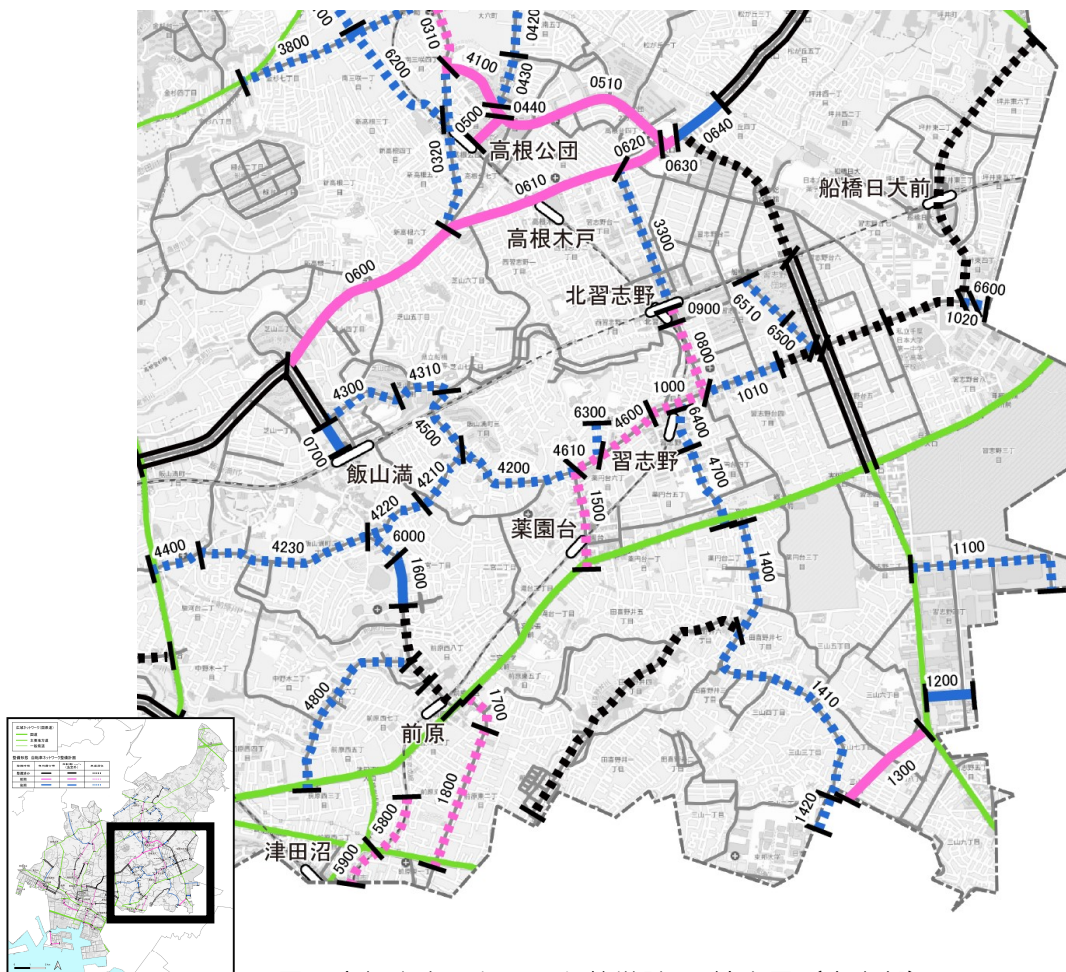


図 自転車ネットワーク整備計画 拡大図（南東部）

■自転車ネットワーク整備計画：路線一覧（1/3）

区間No.	路線番号	整理番号		起終点		延長 (m)	整備計画	
		路線	区間	起点	終点		優先度	整備形態
0100	00-007	1		咲が丘4丁目	八木が谷2丁目	380	後期	車道混在型
0200	00-009	2		三咲2丁目	三咲2丁目	450	前期	車道混在型
0210	00-009	2	1	三咲2丁目	三咲2丁目	270	前期	車道混在型
0300	00-010	3		三咲1丁目	南三咲3丁目	1,150	前期	車道混在型
0310	00-010	3	1	南三咲3丁目	南三咲4丁目	420	前期	車道混在型
0320	00-010	3	2	南三咲4丁目	高根台6丁目	830	後期	車道混在型
0400	00-011	4		大穴北1丁目	大穴北1丁目	110	後期	車道混在型
0410	00-011	4	1	大穴北2丁目	大穴南2丁目	490	後期	車道混在型
0420	00-011	4	2	大穴南2丁目	高根台2丁目	250	前期	車道混在型
0430	00-011	4	3	高根台2丁目	高根台2丁目	370	後期	車道混在型
0440	00-011	4	4	高根台2丁目	高根台2丁目	90	前期	自転車専用通行帯
0500	00-012	5		高根台2丁目	高根台1丁目	190	前期	自転車専用通行帯
0510	00-012	5	1	高根台2丁目	高根台5丁目	1,080	前期	自転車専用通行帯
0600	00-013	6		芝山3丁目	高根台6丁目	1,240	前期	自転車専用通行帯
0610	00-013	6	1	高根台6丁目	高根台2丁目	1,070	前期	自転車専用通行帯
0620	00-013	6	2	高根台2丁目	高根台5丁目	310	前期	自転車専用通行帯
0630	00-013	6	3	高根台5丁目	松が丘4丁目	110	前期	自転車専用通行帯
0640	00-013	6	4	松が丘4丁目	松が丘4丁目	280	後期	自転車専用通行帯
0700	00-016	7		芝山3丁目	芝山3丁目	200	後期	自転車専用通行帯
0800	00-017	8		習志野台4丁目	習志野台3丁目	506	前期	車道混在型
0900	00-018	9		習志野台3丁目	習志野台3丁目	48	前期	車道混在型
1000	00-020	10		西習志野4丁目	習志野台4丁目	190	前期	車道混在型
1010	00-020	10	1	習志野台4丁目	習志野台8丁目	670	後期	車道混在型
1100	00-021	11		習志野2丁目	東習志野6丁目	974	後期	車道混在型
1200	00-022	12		習志野4丁目	習志野4丁目	290	後期	自転車専用通行帯
1300	00-023	13		三山8丁目	三山8丁目	590	前期	自転車専用通行帯
1400	00-024	14		薬円台3丁目	田喜野井7丁目	710	後期	車道混在型
1410	00-024	14	1	田喜野井7丁目	三山7丁目	1,430	後期	車道混在型
1420	00-024	14	2	三山7丁目	三山7丁目	120	後期	車道混在型
1500	00-026	15		滝台2丁目	飯山満町3丁目	540	前期	車道混在型
1600	00-027	16		二宮1丁目	二宮1丁目	307	後期	自転車専用通行帯
1700	00-028	17		前原東5丁目	前原東2丁目	260	前期	車道混在型
1800	00-029	18		前原東3丁目	前原東3丁目	797	前期	車道混在型
1900	00-031	19		浜町2丁目	浜町1丁目	623	前期	車道混在型
2000	00-032	20		宮本9丁目	若松1丁目	210	前期	車道混在型
2100	00-033	21		宮本3丁目	宮本5丁目	430	前期	車道混在型
2110	00-033	21	1	宮本5丁目	市場2丁目	1,030	前期	車道混在型
2200	00-034	22		宮本5丁目	宮本5丁目	240	前期	車道混在型
2210	00-034	22	1	宮本5丁目	本町3丁目	620	前期	車道混在型
2300	00-039	23		本町6丁目	本町6丁目	350	前期	車道混在型
2400	00-044	24		海神2丁目	北本町1丁目	485	前期	車道混在型

■自転車ネットワーク整備計画：路線一覧（2/3）

区間No.	路線番号	整理番号		起終点		延長 (m)	整備計画	
		路線	区間	起点	終点		優先度	整備形態
2500	00-046	25		馬込西1丁目	夏見台6丁目	1,450	前期	車道混在型
2510	00-046	25	1	夏見台6丁目	夏見台6丁目	500	前期	車道混在型
2600	00-047	26		藤原6丁目	上山町2丁目	1,500	後期	車道混在型
2700	00-048	27		上山町2丁目	夏見台6丁目	1,500	後期	車道混在型
2800	00-052	28		西船4丁目	印内2丁目	1,050	後期	車道混在型
2900	00-056	29		印内町	本郷町	740	前期	車道混在型
3000	00-061	30		本町3丁目	本町2丁目	270	前期	車道混在型
3010	00-061	30	1	本町2丁目	海神3丁目	720	前期	車道混在型
3100	00-062	31		海神町2丁目	海神町2丁目	300	前期	自転車専用通行帯
3200	00-063	32		海神町2丁目	湊町3丁目	1,090	前期	自転車専用通行帯
3300	00-067	33		習志野台2丁目	習志野台2丁目	840	後期	車道混在型
3400	00-069	34		八木が谷町	神保町	420	後期	車道混在型
3500	00-076	35		浜町2丁目	若松2丁目	300	前期	車道混在型
3510	00-076	35	1	浜町2丁目	浜町2丁目	94	前期	車道混在型
3600	00-113	36		二和東6丁目	咲が丘3丁目	340	後期	車道混在型
3700	00-114	37		咲が丘3丁目	二和東5丁目	230	後期	車道混在型
3710	00-114	37	1	二和東5丁目	二和西5丁目	690	後期	車道混在型
3720	00-114	37	2	二和西5丁目	二和西5丁目	800	後期	車道混在型
3800	00-119	38		金杉7丁目	南三咲2丁目	1,010	後期	車道混在型
3810	00-119	38	1	南三咲2丁目	大穴南2丁目	930	後期	車道混在型
3900	00-120	39		三咲4丁目	三咲4丁目	520	後期	車道混在型
4000	00-121	40		三咲4丁目	三咲4丁目	240	後期	車道混在型
4010	00-121	40	1	三咲4丁目	三咲7丁目	290	後期	車道混在型
4020	00-121	40	2	大穴北3丁目	大穴北2丁目	520	後期	車道混在型
4100	00-127	41		高根台2丁目	高根台2丁目	390	前期	自転車専用通行帯
4200	00-136	42		飯山満町3丁目	飯山満町3丁目	660	後期	車道混在型
4210	00-136	42	1	飯山満町3丁目	飯山満町3丁目	300	後期	車道混在型
4220	00-136	42	2	飯山満町3丁目	二宮1丁目	440	後期	車道混在型
4230	00-136	42	3	飯山満町3丁目	飯山満町1丁目	1,000	後期	車道混在型
4300	00-137	43		芝山3丁目	芝山3丁目	590	後期	車道混在型
4310	00-137	43	1	芝山3丁目	芝山7丁目	200	後期	車道混在型
4400	00-142	44		飯山満町1丁目	飯山満町1丁目	290	後期	車道混在型
4500	00-143	45		飯山満町3丁目	芝山7丁目	380	後期	車道混在型
4600	00-145	46		西習志野4丁目	薬円台6丁目	370	前期	車道混在型
4610	00-145	46	1	薬円台6丁目	薬円台6丁目	190	前期	車道混在型
4700	00-146	47		薬円台5丁目	習志野台4丁目	470	後期	車道混在型
4800	00-153	48		前原西4丁目	前原西6丁目	1,090	後期	車道混在型
4900	00-163	49		宮本2丁目	浜町1丁目	179	前期	車道混在型
4910	00-163	49	1	浜町1丁目	浜町2丁目	300	前期	車道混在型
5000	00-176	50		前貝塚町	旭町1丁目	308	前期	車道混在型
5100	00-190	51		西船5丁目	印内町	450	前期	車道混在型
5200	00-193	52		北本町1丁目	山手3丁目	676	前期	車道混在型

■自転車ネットワーク整備計画：路線一覧（3/3）

区間No.	路線番号	整理番号		起終点		延長 (m)	整備計画	
		路線	区間	起点	終点		優先度	整備形態
5300	09-001	53		潮見町	潮見町	787	前期	自転車専用通行帯
5310	09-001	53	1	潮見町	潮見町	511	前期	自転車専用通行帯
5400	12-005	54		湊町2丁目	湊町2丁目	144	前期	車道混在型
5500	16-026	55		浜町2丁目	浜町2丁目	607	前期	車道混在型
5510	16-026	55	1	浜町2丁目	浜町2丁目	451	前期	車道混在型
5600	30-024	56		旭町1丁目	旭町1丁目	875	前期	車道混在型
5700	35-014	57		夏見台1丁目	前貝塚町	350	前期	車道混在型
5800	42-070	58		前原西2丁目	前原西2丁目	365	前期	車道混在型
5900	42-090	59		前原西2丁目	前原西2丁目	282	前期	車道混在型
6000	50-046	60		飯山満町2丁目	飯山満町2丁目	180	後期	車道混在型
6100	54-002	61		南三咲2丁目	南三咲2丁目	378	後期	車道混在型
6200	54-012	62		高根台1丁目	南三咲1丁目	769	後期	車道混在型
6300	57-001	63		七林町	七林町	200	後期	車道混在型
6400	58-014	64		習志野台4丁目	薬円台5丁目	250	後期	車道混在型
6500	58-075	65		習志野台3丁目	習志野台3丁目	200	後期	車道混在型
6510	58-075	65	1	習志野台3丁目	習志野台3丁目	340	後期	車道混在型
6600	58-161	66		習志野台8丁目	習志野台8丁目	60	後期	車道混在型
6700	64-504	67		三咲4丁目	三咲4丁目	300	後期	車道混在型



船橋市自転車ネットワーク整備計画

発行 令和5年(2023年)3月

編集 船橋市 建設局 道路部 道路建設課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

TEL:047-436-2594 FAX:047-436-2592